

# 社会福祉法人 小平市社会福祉協議会小平市成年後見制度 費用助成に関する要綱

平成21年1月1日制定

登録番号第41号

改正 平成26年9月1日

改正 平成29年7月1日

改正 令和元年6月1日

改正 令和4年6月1日

改正 令和5年6月1日

改正 令和6年6月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、後見、保佐、又は補助（以下「後見等」という。）開始の申立てに要する費用を負担することが困難な者及び成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）の報酬（以下「成年後見等報酬」という。）を負担することが困難である者に対し、社会福祉法人小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う助成について必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成対象)

第2条 申立て費用助成の対象は後見等開始の申立てを行う者とし、成年後見等報酬助成の対象は成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）とする。申立て費用助成及び成年後見等報酬助成を受けるには以下の各号すべてに該当しなければならない。

### 1 申立て費用助成

- (1) 後見等開始の審判を受けようとする本人は、小平市に住所があること（住所地特例対象施設への入所、入居等に伴い小平市から転出し、保険者等が小平市となっている者を含む。）
- (2) 後見等開始の審判を受けようとする本人及び配偶者または四親等内の親族のうち、本人の後見等開始の申立てを行う者（以下「後見等開始の申立てを行う者」という。）による申請であること
- (3) 後見等開始の申立てを行う者が生活保護法による保護を受けている者又はそれ

に準ずる程度に後見等開始の申立てに要する費用を負担する事が困難と本会会長（以下「会長」という。）が認める者であること

(4) 権利擁護センターこだいらが申立て支援を行っている者であること

## 2 成年後見等報酬助成

(1) 被後見人等は小平市に住所があること（住所地特例対象施設への入所、入居等に伴い小平市から転出し、保険者等が小平市となっている者を含む。）

(2) 被後見人等は生活保護法による保護を受けている者又は報酬付与審判によって決定された報酬対象期間の末日において預貯金、有価証券、保険契約その他のすみやかに現金化が可能な被後見人等名義の資産の合計額が660,000円未満の者であること

(3) 成年後見人等は民法第725条に規定する親族以外の者であること

## 3 被後見人等が死亡した場合の特例

(1) 前項の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合は、報酬付与審判によって報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

(2) 前号の助成対象者に対しての助成は、被後見人等死亡時に当該被後見人等が前項に定める要件に該当する場合に限るものとする。

## 4 その他

会長は、上記の要件を満たさない者についても、必要に応じて権利擁護センターこだいら運営委員会（以下「運営委員会」という。）に助言を求め、その報告を受け助成の対象とすることができる。

（申立て費用の助成等）

第3条 会長は、第2条第1項及び第3項の助成対象者からの申請に基づき、申立て費用を下記のとおり助成する。また、助成した費用についての求償権を求める申立てを行うものとする。

(1) 申立て費用の助成の対象となる費用は、収入印紙代（申立手数料、登記手数料）、郵便切手代及び鑑定費用並びに診断書作成料に相当する費用とする。

(2) 鑑定費用の助成額は、100,000円を限度とする。

(3) 助成した申立て費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを、審判の請求と併せて上申書を添付し、家庭裁判所に対して行うものとする。申立て費用の求償の決定については、家庭裁判所決定の審判に従うものとする。求償権が得られたとき、及び被後見人等の資力が回復したと認められた場合には成年後見人等を通じ、被後見人等に当該費用を求償することができる。

(成年後見等報酬の助成等)

第4条 会長は、第2条第2項、第3項及び第4項の助成対象者からの申請に基づき、成年後見等報酬を下記のとおり助成することができる。

- (1) 成年後見等報酬の助成の対象となる費用は、小平市市民後見人等について月額10,000円を、専門職後見人等について20,000円を標準かつ上限とし、報酬付与審判によって決定された報酬額を超えないものとする。但し、被後見人等が死亡した場合において本人の遺留した資産から報酬付与審判によって決定された報酬額の一部を受領できる場合は、当該報酬額に不足する額を超えないものとする。
- (2) 前号に関わらず、申請者が多数に及ぶ場合は、予算の範囲内で月額5,000円から20,000円までの範囲で各申請者に対する助成額を決定する。そのため助成額が上記標準額に達しないことがある。なお、成年後見人等が法人の場合又は複数の場合、成年後見等監督人が選任されている場合においても同様とする。
- (3) 成年後見等報酬の助成対象期間は、原則直近1年以内とし、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間（以下「助成対象期間」という。）とする。
- (4) 報酬助成の申請は翌年度以降も継続して行うことができる。

## 2 その他

会長は、前項第2号の助成額を支給すると予算を超えるおそれがあるときは、必要に応じて運営委員会に助言を求め、その報告を受け助成額を決定することができる。

(助成の申請)

第5条 申立て費用の助成を受けようとする者は、別に定める申請書(別記様式第1号)のほか、必要な書類を添えて申請を行うものとする。

- 2 成年後見等報酬の助成を受けようとする者は、別に定める申請書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて、助成申請受付期間内に申請を行うものとする。なお、助成申請受付期間は毎年9月1日から9月30日までの間とする。

(助成の決定)

第6条 会長は、前項の規定により助成の申請があり、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定したときは、成年後見等申立て助成(決定・却下)通知書(別記様式第3号)又は、成年後見等報酬助成(決定・却下)通知書(別記様式第4号)により、当該申請を行った者に通知する。

(助成金の請求)

第7条 助成の決定を受けた者は、成年後見等申立て費用助成請求書(別記様式第5号)又は、成年後見等報酬助成請求書(別記様式第6号)により助成金を請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第8条 成年後見等報酬の助成の決定を受けた被後見人等の後見人等は、被後見人等の資産状況に変化が生じたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は報酬助成の可否の判断について必要と認めるときは後見人等に対し被後見人の資産状況の報告を求めることができる。

(助成の中止及び助成金の減額)

第9条 会長は、成年後見等報酬の助成の決定を受けた被後見人等の資産状況に変化が生じ、助成の理由に変化が生じたとき、被後見人等の死亡等により助成の理由が消滅したとき、その他助成の減額又は中止が相当と認めるときは、助成を減額又は中止することができる。

2 前項の規定により助成を減額又は中止するに至らない場合でも、会長は必要と認めるときは、成年後見人等に対して助成の適正な実施のために必要な意見を述べることができる。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第10条 会長は、助成の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により助成の決定を受け、又は助成金を目的以外に使用したと認めるとき、その他助成の決定を取り消すことが相当と認めるときは、助成の決定を取り消し、被後見人等または後見人等に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(適用期日)

この要綱は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

小平市成年後見等申立て費用助成申請書

小平市社会福祉協議会会長 様

成年後見等申立て費用の助成をされるよう、小平市成年後見制度費用助成に関する要綱第5条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、本助成を受領した場合、本人資産から申立て費用を支出せず、申立費用に関する求償権は貴会にあることを確認します。

助成申請理由			
申立ての種類	後 見 ・ 保 佐 ・ 補 助		
代理権・同意権の申立	代理権付与申立て ・ 同意権付与申立て		
後見等開始の審判を受けようとする本人	住所		
	氏名	印	
	生年月日	年	月 日
申立人	住所		
	氏名	印	

添付書類

- (1) 申立人が生活保護を受給していることを証する書類の写し（該当者のみ）
- (2) 申立人の給与の源泉徴収票又は公的年金の写し、預貯金通帳の写し等、収入および資産状況の判明するもの（生活保護を受給していない方のみ）

※ 記載された個人情報、成年後見制度費用助成に関する業務以外には使用しません。

別記様式第2号（第5条関係）

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

小平市成年後見人等報酬助成申請書

小平市社会福祉協議会会長 様

成年後見人等報酬の助成をされるよう、小平市成年後見制度費用助成に関する要綱第5条第2項の規定により次のとおり申請します。

被後見人等	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
後見人等	住所	(電話番号 )
	氏名	印
	所属団体	
	資格	
	就職日	※就任後初めて申請する方のみ記入願います。 年 月 日
助成申請理由		

添付書類（1）、（2）は共通、（3）、（4）は該当者のみ

- （1） 報酬付与の審判書の写し
- （2） 報酬付与審判によって決定された報酬対象期間の財産目録（家庭裁判所書式）
- （3） 介護保険者証等住所要件を証する書類の写し
- （4） 被後見人等が生活保護を受給していることを証する書類の写し

※ 記載された個人情報、成年後見制度費用助成に関する業務以外には使用しません。

第 号  
年 月 日

小平市成年後見等申立て費用助成（決定・却下）通知書

様

社会福祉法人小平市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付けで申請のあった成年後見等申立て費用助成の可否について、  
下記のとおり決定しましたので、小平市成年後見制度費用助成に関する要綱第6条の規  
定により通知します。

記

申 立 人 氏 名	
助 成 の 可 否	可 ・ 否
助 成 金 額	円
却 下 の 理 由	

（注）申請内容に虚偽若しくは不正があったとき、又は後見人等の申立て以外の目的に使用した場合には、費用助成額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。



小平市成年後見人等の報酬助成（決定・却下）通知書

様

社会福祉法人小平市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付けで申請のあった成年後見等報酬助成の可否について、下記のとおり決定しましたので、小平市成年後見制度費用助成に関する要綱第6条の規定により通知します。

記

被 後 見 人 等 氏 名	
後 見 人 等 氏 名	
助 成 の 可 否	可 ・ 否
助 成 金 額	円 (ただし、 年 月～ 年 月分)
却 下 の 理 由	

(注) 申請内容に虚偽若しくは不正があったとき、又は後見人等の報酬以外の目的に使用した場合には、報酬助成額の全部又は一部の返還を求めることがあります。

請求日	年	月	日
-----	---	---	---

## 小平市成年後見等申立て費用助成金請求書

小平市社会福祉協議会会長 様

年 月 日付け第 号で助成決定通知のあった成年後見等申立て費用助成金について、次のとおり助成されるよう小平市成年後見制度費用助成に関する要綱第7条の規定により請求します。

成年後見等を 受けようとする本人 (被後見人等)	住所	
	氏名	印
請求者(申立人)	住所	
	氏名	印
請求内容	申立手数料	円
	登記手数料	円
	送達・送付費用	円
	鑑定費用	円
	その他( )	円
	合計	円

### 支払い方法

(1) 申立手数料 収入印紙 円

※保佐・補助の申立てで、代理権付与の申立てや同意権付与の申立てを併せて行うときはそれぞれの申立手数料を加算します。

(2) 登記手数料 収入印紙 円

(3) 送達・送付費用 郵券 円

※申立て内容により金額が異なります。

(4) 鑑定費用については、家庭裁判所の「鑑定書の振込用紙」で振込み

別記様式第6号（第7条関係）

請求日	年	月	日
-----	---	---	---

小平市成年後見人等報酬助成請求書

小平市社会福祉協議会会長 様

年 月 日付け第 号で助成決定通知のあった成年後見人等報酬助成金について、次のとおり助成されるよう小平市成年後見制度助成に関する要綱第7条の規定により請求します。

被後見人等	住所	
	氏名	
後見人等	住所	
	氏名	印
助成金請求額	円（月額 円）	

振込先口座（後見人等名義の口座）

金融機関等名		支店名	
口座種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ 記載された個人情報、成年後見制度費用助成に関する業務以外には使用しません。

第 年 月 日 号

## 小平市成年後見等報酬費用助成支払通知書

様

社会福祉法人小平市社会福祉協議会  
会 長

小平市成年後見等の報酬費用について、下記のとおり支払いいたします。

### 記

#### 1 支払内容

支払い金額	円 (月額)
ふりがな	
口座名義人	
金融機関名	銀行 支店
口座種別	普通・当座・( )
口座番号	

#### 2 連絡先

東京都小平市学園東町1-19-13 2階 (権利擁護センターこだいら)  
TEL 042-342-8780 FAX 042-342-8781

第 年 月 日 号

## 後見等開始の審判の申立て費用に関する上申書

東京家庭裁判所立川支部  
担当家事審判官 殿

社会福祉法人小平市社会福祉協議会  
会長

当社会福祉協議会では、下記のとおり後見等開始の審判にかかる手続き費用を負担しております。

つきましては、非訟事件手続法第28条により、被後見人等本人に下記申立て費用の負担を命じていただくよう、お願いいたします。

### 記

#### 1. 申立対象者

氏名

住所

#### 2. 申立人

氏名

#### 3. 手続費用

1) 合計額 \_\_\_\_\_ 円

#### 2) 内訳

申立手数料 円

登記手数料 円

郵券料 円

鑑定料 円

#### 4. 申立ての理由

# 委任状

東京家庭裁判所立川支部 担当家事審判官 様

代理人名称 社会福祉法人 小平市社会福祉協議会  
会長 印

代理人住所 東京都小平市学園東町1-19-13  
代理人連絡先 042 (342) 8780  
(権利擁護センターこだいら)

私は、上記の者を代理人と定め、下記に関する事項について委任いたします。

## 記

委任事項  
成年後見等の申立てに関わる鑑定費用の支払いについて

年 月 日

委任者名前 印

委任者住所

委任者生年月日 年 月 日

委任者連絡先

第 年 月 日 号

## 小平市成年後見等申立て費用助成支払通知書

様

社会福祉法人小平市社会福祉協議会  
会 長

小平市成年後見等申立て費用助成について、下記のとおり支払いいたします。

記

### 1 支払内容

申立費用	円
	代理権付与 円、同意権付与 円
登記費用	円
郵券	円 (内訳 円切手× 枚、 円切手× 枚、 円切手× 枚、 円切手× 枚、 円切手× 枚、 円× 枚、 円× 枚)
※ 鑑定費用	円 (予定額)
合計	円

※ 鑑定費用については、裁判所からの鑑定命令が下された後振込みます。

### 2 連絡先

東京都小平市学園東町1-19-13 2階 (権利擁護センターこだいら)

TEL 042-342-8780 FAX 042-342-8781

# 小平市成年後見等申立て費用助成金受領書

年 月 日

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会  
会長 様

小平市社会福祉協議会成年後見等申立て費用助成金について、下記のとおり受領いたしました。

## 1 受領内容

申立費用	円
	代理権付与 円、同意権付与 円
登記費用	円
郵券	円 (内訳 円切手× 枚、 円切手× 枚、 切手× 枚、 円切手× 枚、 円切手× 枚、 円× 枚、 円× 枚)
合計	円

※ 鑑定費については、裁判所からの鑑定命令が下された後振込みます。

## 2 受領者

住所	
氏名	印